

# 新しく事業を始める方へ（ご案内）

店舗、福祉施設や事務所などの事業を始める場合、消防用設備の設置や消防署への届出が必要になることをご存じですか？

開業後、消防用設備が付いていないことによる法令違反や改修による負担を減らすために消防署へご相談下さい。



消防用設備って何？  
何を届けるの？

消防用設備にはこのようなものがあります。

- ・ 消火設備・・・消火器、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等
- ・ 警報設備・・・自動火災報知設備、非常警報設備等
- ・ 避難設備・・・誘導灯、誘導標識、避難器具



事業を始めるときにはこのような届出があります。

- ・ 防火対象物使用開始届出書
- ・ 消防用設備等の着工、設置届出書
- ・ 防火管理者選任届出書、消防計画作成届出書 等

これらの届出が必要に応じて必要になります。

と・り・あ・え・ず

**消防に相談  
してみましよう！**



※一部正式名称を省略して表現しております。

お問い合わせ先

児玉郡市広域消防本部予防課 予防係

TEL 0495-24-8392